

| 車両区分 | 廃車・修理の別 | 添付書類 | 説明 |
|------------------------|---------|---|--|
| 車検が必要な車両 (四輪の軽自動車等) | 廃車 | <ul style="list-style-type: none"> ・検査記録事項等証明書(㊸)または使用済自動車引取証明書(㊹) ※㊸または㊹がなく、軽自動車検査協会へ車検証やナンバープレートを返却(一時抹消登録)した際、発行(令和7年11月28日まで)されていた「軽自動車検査証返納確認書」のみある場合は、専用電話までお問合せください。 ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料(り災証明書(自宅で被害を受けた場合)、自動車保険関係書類 等) | <p>㊸:修理工場や保険会社が廃車(永久抹消登録)の手続きをし、軽自動車検査協会が発行するもの</p> <p>㊹:車両の解体をして解体(引取)業者から交付されるもの</p> |
| | 修理 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証(車検証)(㊺) ※電子化された車検証であれば、所有者情報について聞き取りを行います。 ・領収書及び修理内容が分かる書類(請求書、見積書 等) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料 | <p>㊺:車両に備え付けてある車検証</p> |
| 車検が必要でない車両 (原付等) | 廃車 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃車申告受付書(廃棄)(㊻) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料(り災証明書(自宅で被害を受けた場合)、自動車保険関係書類 等) | <p>㊻:市民税課、各区税務室及び総合出張所のいずれかへナンバープレートを返却(廃車申告)した際、発行されるもの</p> |
| | 修理 | <ul style="list-style-type: none"> ・標識交付証明書(㊼)またはナンバーが確認できる写真等 ・領収書及び修理内容が分かる書類(請求書、見積書 等) ・被害状況がわかる写真(ナンバープレート入り)または理由書(写真がない場合) ・振込口座情報がわかる書類 ・その他必要とする資料 | <p>㊼:市民税課、各区税務室及び総合出張所のいずれかからナンバープレートを受け取った(新規申告)際、発行されるもの。</p> |